

平和で静かな空を

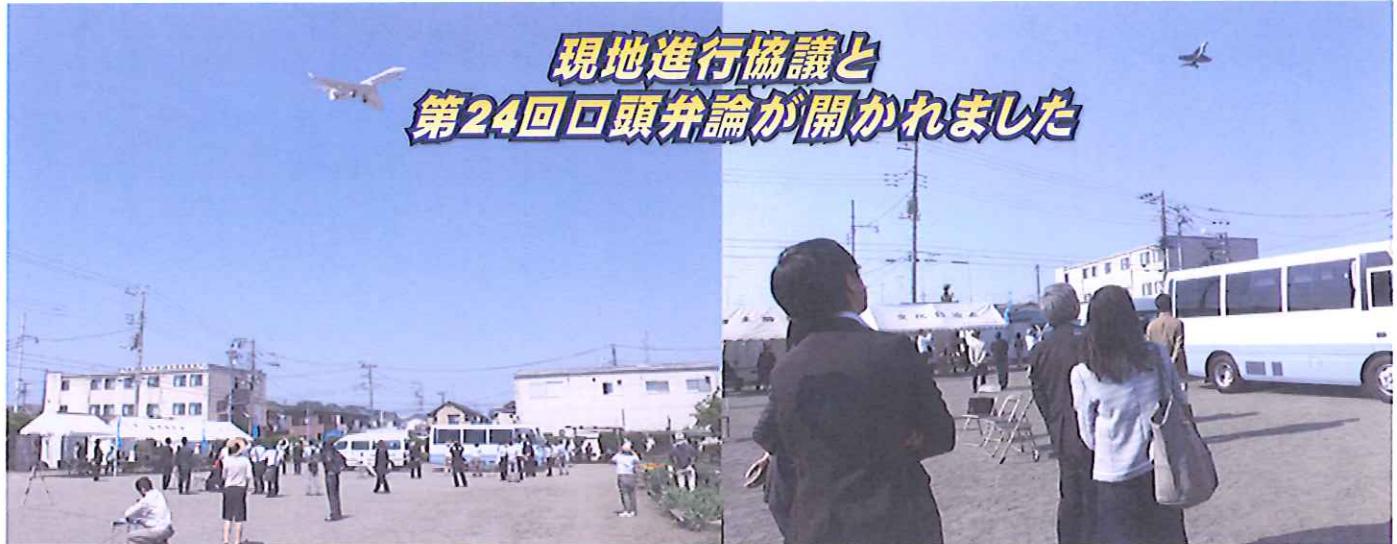
第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 36号

発行：2013年5月31日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL:<http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

現地進行協議と 第24回口頭弁論が開かれました



「今年こそ結審を！」と私たち原告団が期待する中、「第24回口頭弁論」が5月8日（水）に横浜地裁で、また第四次訴訟としては3回目の「現地進行協議（現地検証）」が5月9日（木）9時30分から引地川公園ゆとりの森などで、裁判官、弁護団、国側代理人が立ち会いのもとに行われました。（現地検証感想文は紙面の都合で4Pに掲載しました。）

3回目の現地進行協議 (現地検証)が行われました

裁判官にやっと届いた艦載機の爆音・録音再現も実現

過去2回（'09年5月および'12年5月）は、裁判官の到着した直後飛行がピタリと止まったり、飛行訓練は行われたもののプロペラ機だけが訓練飛行を重ね、ジェット機は1機も飛ばず、しかも検証終了直後にスーパーホーネットが離陸するなど、大変悔しい思いをしていました。

今日は果たして艦載機はいつもの通り飛んでくれるだろうか？また今回も期待はずれにならないだろうか？と不安を抱きながら裁判官の到着を待ちました。

しかし今回はどういう風の吹き回しでしょうか、いつものように8時過ぎから艦載機：スーパーホーネット7～8機が轟音を轟かせて南へ離陸してきました。

裁判官、国側代理人、弁護団が基地南側：引地川公園ゆとりの森に集合し、9時30分から現地進行協議が始まりました。

今回の現地進行協議のポイントは次の3項目です。

- ①艦載機：スーパーホーネットを主体に裁判官に着陸音を体感して貰う
 - ②録音再現による爆音を裁判官に体感して貰う
 - ③（国側申し立て）防音工事の効果検証（国指定の民家＝藤沢市下土棚）
- そして今回の具体的な検証場所は
- ①引地川公園ゆとりの森＝基地：滑走路南側0.1Km
 - ②被告：国指定防音工事施行住宅＝藤沢市下土棚
 - ③ちびっ子広場＝基地南側0.2Km
 - ④原告宅での検証・基地北側1.3Km西根一夫さん宅（大和市上草柳8丁目）
 - ・基地南側0.5Km 原口和博さん宅（大和市福田）
 - *原口さん宅は南風のため検証は行いませんでした。

また、原告団では爆音測定を次の場所で自主的に行いました

- ・原告宅：基地南側3.2Km小池享さん宅：屋内・屋外（藤沢市下土棚）
- ・ちびっ子広場（大和市福田）
- ・原告：西根さん宅 屋内・屋外（大和市上草柳）
- ・緑の広場44号（大和市上草柳）

現地進行協議の詳細につきましては、北村亮典弁護士の「現地進行協議報告」をご覧下さい。

現地進行協議報告

北村 亮典 弁護士



第四次訴訟においては既に2度（平成21年5月、平成24年5月）現地進行協議期日が行われていますが、今回は、前回から裁判官の交代もあり、また、本年度中に第一審が結審する見込みが高くなつたことを踏まえて、「実際に判決を下す」裁判官全員が、現地において航空機の爆音を体感することを目的として行われました。

過去2回の現地進行協議においては、裁判官が現地にいる時間帯には、スーパーホーネット等の激しい爆音を撒き散らすジェット機は1機も飛来しなかつたため、「今回も同様の結果となるのではないか」という不安は否めませんでしたが、他方で、今回の現地進行協議においては、これまで現地進行協議には否定的だった被告国側から初めて「防音工事の効果を検証するために、国の指定する家屋内においても検証、測定をしたい。」という積極的な申し出がなされていました。「国側から申し出があるということは、今回は多少はジェット機も飛行させるのではないか。」という淡い期待も感じさせる状況でした。

このように、期待と不安が交錯した状況の中、5月9日午前9時半より、引地川公園ゆとりの森に裁判官3名と国側の代理人が集合し、現地進行協議期日が始まりました。

すると、開始してからわずか30分後の午前10時頃よりスーパーホーネットが滑走路より離陸を開始し、わずか3分間の間に合計7機のスーパーホーネットが、100デシベル以上の爆音を撒き散らしながら裁判官のまさにその頭上を離陸していました。この時、原告住民がこれまで再三に渡って訴えてきた、頭の割れるようなジェット機の爆音を、初めて裁判官が現地で体感したのです。

ジェット機の爆音による身体全体への衝撃を残しつつ、次に、午前10時過ぎに、国側が指定した外郭防音工事をしている家屋に移動し、同家屋において午前10時半頃より検証を開始しました。

しかし、同家屋内に移動してからは、ジェット機はおろかプロペラ機すら飛来せずに時間だけが過ぎていきました。むしろ、窓を全て閉め切った状態で息の詰まるような空間となっていたためか、開始してからわずか30分後に、飛行機がしばらく飛来しない、という情勢を裁判官に伝えたところ、裁判官より「もうここはいいでしょう」との言葉があり、当初60分間の予定がわずか30分程度で同家屋内での検証は終了しました。防音工事の防音効果よりも、むしろ「快晴で風が心地よい日に、窓を閉めきつて生活することがどれだけ不自然で窮屈か。」という原告住民の主張を、より際だせることができたのではないかと思います。

その後、当日の風向きが南風だったため、裁判官にジェット機の着陸音を体感してもらうために、検証の場所を基地北側の緑の広場に移し午後12時頃より緑の広場において検証を始めました。しかし、飛行の気配がなかったため、早々に切り上げて昼休みにし、午後1時過ぎより緑の広場において手続を再開しました。

その後も飛行機が飛来しない状況が続き、午後の日差しの暑さも相まって裁判官も集中力を失うような状況となっていました。そこで、当初の予定通り、午後2時頃に、緑の広場より徒歩3分程度の原告宅に場所を移し、同家屋内において検証を行いました。

同家屋は、防音工事はしている家屋ですが、国側が検証場所に指定した「外郭防音工事」までを行っている家屋ではなく、サッシや換気扇の設置といった程度の防音工事のみを行っている、いわば大多数の防音工事家屋です。国側に外郭防音工事の効果のみを主張させることを防ぐために、原告団に協力していただいて検証場所として一日ご協力いただきました。

同家屋内には約50分程度裁判官がいましたが、この時間帯においてもジェット機は飛来しませんでした。しかし、ヘリコプターは終始飛来して低周波音を響かせており、また、ここでも窓を閉め切った状態での息苦しい状況や、ほとんど使えない換気扇の状況など、防音工事の副作用を裁判官に体感してもらいました



裁判官に爆音の状況を説明する戸張弁護士（原告宅）

その後、午後2時50分頃に再び緑の広場に戻りました。

基地南側で待機していた原告団及び弁護団員より「午後2時頃に10機以上のスーパーホーネットが離陸していった。」という情報をもらっていたので、しばらく飛行機が飛ばず疲労の色が濃くなってきた裁判官に対し「午後3時半頃には離陸したジェット機が戻ってくるだろうから、それまで待っていて欲しい。」と伝えてジェット機が着陸のために戻ってくるのを待ちました。なお、万が一過去2回と同様にジェット機が1機も飛ばなかっただけの場合を想定して、日東紡エンジニアリングに依頼してジェット機の爆音を録音したものを作成する再生機材を準備していたので、飛行機が飛来していなかっただけに、同再生機材によりプラウラーの116デシベルという極めて激しい爆音の再現を裁判官や国の代理人に体感してもらいました。

そうした中、午後3時30分頃、スーパーホーネットが2機編隊で、緑の広場上空を通過していました。これを皮切りに、スーパーホーネットが1~2分間隔で単機もしくは2~3機編隊で緑の広場上空を何度も飛来して基地に着陸していき、激しい爆音をまき散らしていきました。

このとき、午後3時28分から午後3時44分までの約16分間で、合計約20機のジェット機が裁判官の頭上を飛来しました。

「いつもより着陸の高度が高い。」という原告の方の声を耳にしつつも、100デシベル以上のジェット機の爆音を短時間で何度も体感するという、まさに原告住民が日常的に被っている爆音被害の状況を、裁判官が第四次訴訟において初めて体感した瞬間でした。

午後3時44分にジェット機の着陸が一段落した後、再度緑の広場近隣の原告宅内に場所を移して検証しましたが、「ジェット機はまたしばらく飛ばないだろう。」という状況を受け、同所での検証は10分程度で切り上げて緑の広場に戻り、午後4時頃に現地進行協議期日は終了となりました。



基地南側上空を飛行するジェット機を見上げる裁判官・国・原告団

今回、3度目の現地進行協議期日において、初めて裁判官が現地のジェット機の爆音状況を体感しました。判決を書くであろう裁判官がジェット機の爆音を体感したことは、この訴訟において非常に大きな意義を持つものだと思います。

今回の現地進行協議にあたって、ご自宅を検証場所とすることに了承していただいた原告の方々を初めとして、当日までの準備に奔走された原告団の方々や当日現地にお越しいただいて現地進行協議の様子を見守ってくださった原告の方々に対し、この場を借りて御礼申し上げます。

◆現地進行協議時に於ける騒音測定結果

I. 検証時の騒音測定結果（裁判官・弁護団・国側代理人立ち会い）

測定場所	所在地	測定時間	測定回数	最高測定値
1. 引地川公園ゆとりの森	大和市福田	9：20～10：08	28回	114.4 dB
2. ちびっこ広場	大和市福田	11：25～11：32	4回	98.1 dB
3. 緑の広場44号	大和市上草柳	12：07～13：42	20回	101.8 dB
4. 原告：西根さん宅	大和市上草柳	14：11～14：37	6回	76.1 dB
5. 緑の広場44号	大和市上草柳	14：50～16：04	31回	112.7 dB

2. 自主騒音測定結果（弁護団・原告団）

測定場所	所在地	測定時間	測定回数	騒音測定値内訳		
				最高測定値	100dB以上	90dB以上
1. ちびっこ広場	大和市福田	7：40～15：58	110回	103.7dB	17回	20回
2. 原告：小池さん宅	藤沢市下土棚	9：26～15：56	47回	103.9dB	3回	10回
3. 原告：西根さん宅	大和市上草柳	7：56～15：53	82回	106.8dB	4回	23回
				(屋外)	(屋外)	(屋外)
				(屋内)	(屋内)	(屋内)

3. 原告宅における窓閉放時と窓開時の中・屋外騒音の差異

測定場所		窓閉時			窓開時		
		屋内平均dB	屋外平均dB	差異	屋内平均dB	屋外平均dB	差異
1. 原告：小池さん宅	防音工事未施工	63.9dB	83.4dB	19.5dB	56.9dB	83.1dB	26.2dB
(基地：西3.2km)							
2. 原告：西根さん宅	防音工事既施工	71.1dB	83.5dB	12.4dB	60.7dB	84.8dB	24.0dB
(基地：北1.3km)							

*窓を開めた状態では、防音工事未施工(小池さん宅)と施工済み(西根さん宅)に大差はない
屋内でも60dB前後の騒音を測定している

原子力空母「ジョージ・ワシントン」艦載機6月にNLP実施 米軍が通告(6月1日～11日まで硫黄島で):天候により厚木でも実施

昨年11月20日(火)から横須賀に入港して、修理などを実施していた米海軍原子力空母「ジョージ・ワシントン」は、去る5月23日(木)修理などで排出された放射性廃棄物を米本土に向けて搬出しました。それに伴い米軍は24日(金)NLPを6月1日(土)から11日(火)まで硫黄島で行うと防衛省に通告して来ました。なお天候不良などで硫黄島で訓練できない場合は、6月7日～11日の午前10時～午後10時までの間、厚木・岩国・三沢の3基地で実施する可能性があります。

うるさいときは 抗議の電話を 防衛省座間防衛事務所・046-261-4332

苦情の電話は

大和市基地対策課・046-260-5310

綾瀬市基地対策課・0467-70-5604

海老名市企画財政課・046-235-4643

座間市特定対策推進室・046-252-8307

相模原市涉外課・042-769-8207

藤沢市共生社会推進課・0466-50-3501

町田市企画政策課・042-724-2103

茅ヶ崎市広域事業政策課・0467-82-1111(代)

神奈川県基地対策課・045-210-3375



5月8日(水) 第24回口頭弁論が開かれました



横浜公園に集合した原告団

弁護団主張「外国籍原告にも国家賠償責任はある」

第24回口頭弁論が5月8日(水)午前10時から横浜地裁101号法廷で開かれました。

今回は、傍聴席定員82名に対し、95名(原告89名、自治体・支援団体6名)の方々にお申し込みを頂きました。新聞記者席として4席が割り当てられ、入場出来る原告は78名と厳しい状況となりました。

事務局では、参加者全員を何とか傍聴席に入れて頂こうと、当事者席(弁護団席)に9名の方、7名の方に入場を断念して頂くこと致しましたが、幸か不幸か8名もの欠席があり辛うじて全員入廷することが出来ました。

口頭弁論の内容については、閉廷後、「波止場会館」で開かれた報告集会で、戸張 雄哉弁護士から報告して頂きましたが、その内容を掲載致しましたのでご覧下さい

◆第24回口頭弁論について◆

解説：戸張 雄哉 弁護士



平成25年5月8日の口頭弁論について報告します。

今回も傍聴席を原告でびっしり埋めていただき、心強く弁論に臨むことができました。

1 「相互保証」について(民訴準備書面(31))

今回の口頭弁論ではまず、賠償との関係で、「外国籍原告には賠償請求権がない(!)」との被告の主張に対して反論しました。

日本の国家賠償法には、母国で日本国民に国家賠償請求権が保障されている方についてしか、国家賠償請求を認めない、という規定があります(「相互保証」と言います)。ですが、どんな規定があろうと、日本が現に行っている違法行為について、被害者の国籍を理由に賠償しなくてよいなどという判決は、過去に1例もありません。

国籍差別のような恥ずかしい判決をくれぐれも出さないよう、裁判所に強く念押ししました。

2 W値の測定について(民訴準備書面(18))

行政訴訟では、皆様のご自宅に届く騒音が「せめてW値75を超えないように」という形でも差止を求めていますが、被告は1人1人のお宅のW値を常時把握する方法がわからないと言い逃れています。

そこで、法廷で関守弁護士が、皆様のご自宅のW値を毎日算出する計算方法を、手取り足取り丁寧に説明しました。計算が難しい、できない、などという被告の情けない言い逃れに、裁判所が耳を傾けることはないと信じています。

- 3 基地の管理権について(行訴準備書面(19))
- 米軍機の飛行差止について、被告は、「米軍機の運航を制約する権限」がないという主張を繰り返しています。この主張は、情けないながらも1次訴訟の最高裁判決に基づくため、国際法の権威である松井芳郎先生に意見書を作成していただき、既に提出しました。

今回の法廷では、この意見書をもとに福田弁護士が、「日本国の領域には、日本国の主権が及ぶ」という国際法の原則から地位協定の読み方・使い方を説明し、日本の管理権限を否定する解釈の可能性を丁寧に全て潰し、最高裁判決の誤りを明らかにしました。

厚木基地の使用についてわが国が米軍を制約できることは法的には疑う余地がありません。あとは、勇気ある裁判所の判断、または被告の行動が期待されるところです。

1日も早い爆音差止めのため、これからも一丸となって頑張っていきましょう。

4 終わりに

被告の主張は、以前にも増して、恥ずかしい、情けない言い逃ればかりになり、いよいよ地裁での審理も終盤です。

訴訟団の皆様には、翌5月9日の現地進行協議と連日、本当に疲れ様でした、弁護団も、ほっとする暇もなく、最終準備書面を鋭意作成中です。

1日も早い爆音差止めのため、これからも一丸となって頑張って生きましょう

第6回代議員総会が開かれました

結審を見据えて訴訟勝利に向け団結を誓う



「第6回代議員総会」が3月23日(土)13時から大和市勤労福祉会館で開催されました。

総会には代議員197名(委任状85名を含む)、傍聴者6名、役員と弁護団36名およびご来賓2名(総計156名)の方が出席されました。

今回の総会幹事支部は、綾瀬支部の皆さんに担当して頂きました。

総会は、司会・渡辺市代さんの「開会あいさつ」で始まりました。

司会者一人で議長に上田博之さんを任命、総会役員として、上田議長から書記に石郷岡忠男さん、議事録書名人に菊池雄幸さんと笠原昭和さん(いずれも綾瀬支部)、総会事務局長に相沢義昭原告団事務局次長をそれぞれ指名し、選任されました。

総会資格審査で相沢総会事務局長から、「代議員総数200名中、出席112名・委任状85名、計197名で過半数を超えている。従って本総会は成立する」旨が宣言されました。

団長あいさつで、藤田栄治団長は「結審に向けて一層の団結を」と呼びかけ、「P-1の厚木配備やオスプレイの本土低空飛行訓練等に関して、住民を無視した國の強引な姿勢は目に余る。監視行動を強め国に対して辛抱強く抗議行動を行っていく。平和で静かな空を取り戻すためにも皆さんのが力をお願いしたい」と訴えました。

ご来賓あいさつでは、神奈川平和運動センター・宇野峰雪代表、厚木爆同・大波修二副委員長から、「訴訟勝利に向けた激励」と「今後も全力で支援していく」との力強いあいさつを頂きました。

弁護団・中野新団長は、「結審に向けて弁護団は、最終準備書面の作成に全力を挙げている。また前回は殆ど飛ばなかった現地検証をもう一度行う」とあいさつで述べられました。

また、本総会に寄せられた「メッセージ」が披露されました。

・大和市長・綾瀬市長・海老名市長・座間市長・相模原市長・藤沢市長
・第三次嘉手納訴訟団・第二次普天間・小松基地爆音訴訟連絡会・第2次新横田公害訴訟団・第9次横田基地公害訴訟団・岩国爆音訴訟の会

・社民党党首 福島みづほ参議院議員 (演説)

なお、阿部知子衆議院議員(松井康隆秘書)にもご出席頂きました。

引き続き議事に入り

- ・第1号議案「2012年活動報告および2013年活動方針(案)」が斎藤英昭事務局長から提案説明
「2012年弁護団活動報告および2013年活動計画」が佐賀悦子弁護団事務局次長から報告
- ・第2号議案「2012年会計報告および会計監査報告」が斎藤昌民会計と前田博子会計監査人からそれぞれ説明と報告
- ・第3号議案「2013年会計予算(案)」が斎藤昌民会計から提案説明がなされ、一括提案され質疑応答を行いました。

質疑では、町田支部代議員からの質問で「特別借入金はこれまでに返済されたことはあるのか」との質問が有りましたが、「現在までに返済はしていない。判決での損害賠償金から返済する予定であり、その時点で総会に提案する」と斎藤事務局長からの回答がありました。

そのほかには質問もなく、第1号議案から第3号議案までの一括採択を行い、全員の拍手で全議案は承認されました。

最後に「第六回代議員総会アピール(案)」が渡部市代さんにより読み上げられ、「結審を迎えるこの一年を原告団の強固な团结と、弁護団との強い絆を築き、多くの支援団体・組織と連帯して訴訟勝利に向けて闘う」ことが出席者全員の力強い拍手で承認されました。

なお、総会終了後「交流会」が原告団・弁護団・ご来賓116名の参加をいただき、和やかに行われました。



総会に出席された代議員の方々

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

◇◇◇ 現地検証に立ち会って思ったこと ◇◇◇

今回の爆音体感だけでは、訴訟勝利に結びつかないのでは?

大和第2支部 原 富四郎さん



5月9日(木)晴れ。朝8時から今回の検証場所である、基地北側1.4Kmにある「緑の広場44号」に担当役員が集合。検証に備えて会場設営を行う。早朝からご協力いただいた方々に感謝申し上げます。

過去2回行われた現地検証の経験から、「今回の検証もジェット機は飛ばない」と誰もが確信していたのではないかでしょうか?。一日でも一刻でもジェット機が飛ばないことが我々にとっては喜ばしいことですが、「今日だけは現実を裁判官に知って欲しい」との思いがいっぱいでした。

裁判は、公平、公正で有らねばなりません。司法は国民の味方であり、司法が正しい認識で正しい判断を下す。これこそが民主主義の基本だと私は考えます。

今回の飛行状況について考えて見ますと、いつもと違い低空での着陸態勢ではなく一番爆音の激しいグラウラーは飛ばず、着陸進入は静かに進入してくる。緑の広場44号付近でのエンジンの大きな噴射音は無い。まさに手を抜いた飛行であり、日本政府が米国に仕向けたとしか思ひません。

裁判官は、今回やっと一回だけですが米軍ジェット戦闘機の爆音を体感されました。裁判官には、今回の爆音体感だけで、爆音の酷さを絶対に信用しないで貰いたいと思います。

しかし今回、基地周辺住民の爆音被害が不充分ではありますが裁判官に伝わったことは、一定の評価をしても良いと思います。ただ、これで我々原告が有利な判断を貰える可能性は少ないのでしょうか。今後裁判を通じて強く訴えて行くべきだと考えます。

◇◇裁判官の目の前で「米軍ジェット」戦闘機が飛んだ!◇◇

大和第5支部長 矢沢 洋二さん



5月9日(木)天候は快晴。南風が吹いている。

検証場所である基地南側0.7Kmの「ちびっ子広場」に早朝7時過ぎに集合して、担当役員とともに会場設営を行う。また、原告団と弁護団共同で行う爆音測定も7時30分から開始された。

「今日は裁判官が来るの、また艦載機は飛ばないんだろう」と思っていたが、意外や意外、8時13分から米軍ジェット戦闘機FA18スーパーホーネットが2機づつ4回、計8機が連続して南へ離陸していった。騒音計をのぞき込むと108dB前後を記録していた。着陸時の爆音と違って離陸時は高度が高いため音量は多少低めだが、それにしてもいつもより騒音が低く感じたのは、裁判官が来ると言うことで意識的に爆音を絞ったのか?と思いたくなる。

その後もほぼ1時間から2時間間隔で米軍ジェット戦闘機やヘリコプター、などが4~8機づつ離陸や、着陸のための旋回飛行を続けた。

過去2回の現地検証では、一度も飛んだことのないジェット戦闘機が、今日は三度目の正直で裁判官注視の中で延べ110機も飛行したこと驚きが先に立つ。

爆音はいつもより低く飛行回数も少なく、原告の1人として十分満足とは言えないが、裁判官の目の前で現実に飛行した実績に、飛ばなかった過去の現地検証よりは良しとするしかないだろう。

原告団活動日誌

原告団ニュース35号発行以降

3月13日	居住陳述書作成
3月14日	大和市要請行動／県知事要請行動(P-1)
3月15日	原告団ニュース35号発送(3,000部)
3月16日	居住陳述書作成
3月21日	第37回進行協議
3月23日	第四次厚木爆音訴訟原告団 第6回代議員総会(156名参加)
3月25日	弁護団会議
3月26日	相模原市申し入れ／第2次新横田基地公害訴訟原告団地裁提訴(東京地裁立川支部)参加
3月27日	P-1監視行動(基地北・南)
3月28日	P-1配備抗議行動 海上自衛隊航空集団司令官宛要請行動(厚木基地正面)四次訴訟団と爆同で19名参加／報告集会(基地北側県道沿)四次訴訟団と爆同で20名参加／P-1監視行動(基地北・南)
3月29日	P-1配備(2機飛来)／P-1配備 南関東防衛局抗議行動(横浜市)四次訴訟団と爆同で9名参加／P-1監視行動(基地北・南)
4月3日	居住陳述書作成
4月9日	現地検証打ち合わせ(弁護団・事務局)／居住陳述書作成
4月10日	検証候補宅個別訪問(基地南側・基地北側)
4月11日	弁護団会議
4月12日	検証候補宅個別訪問(藤沢)
4月13. 14日	「オスプレイ配備と低空飛行訓練を考える全国集会」全体会・分科会・全国総会 四次訴訟団と爆同で10名参加(津田ホール・日本青年館)／岩国爆音訴訟の会総会(メッセージ送付)
4月16日	検証地施設使用許可依頼(自治会・大和市公園課)
4月18日	現地検証打ち合わせ(事務局)
4月19, 20日	全国爆音訴訟連絡会議 事務局長会議(小松市)参加
4月23日	現地検証打ち合わせ(騒音計操作確認)
4月24日	検証地下見(北村弁護士・事務局)／「オスプレイ配備拒否 低空飛行訓練反対 横浜集会」四次訴訟団と爆同で4名参加(閉内ホール)
4月25日	第38回進行協議／第25回支部長会議
4月26日	弁護団会議
4月29日	第三次喜手原基地爆音差止訴訟原告団総会(メッセージ送付)
4月30日	現地検証打ち合わせ
5月8日	第24回口頭弁論、第38回進行協議、報告集会(波止堀会館)／現地検証打ち合わせ(弁護団3名、日東紡3名、事務局7名)
5月9日	現地進行協議(現地検証)
5月11日	(厚木爆同第53回定期代議員総会)
5月14日	証拠書類(差止め原告陳述書: 55名)弁護士へ送付／神奈川平和運動センター総会 4名参加(駐労福祉センター) P-1配備(1機)
5月10~16日	現地進行協議(現地検証)データ・写真・集計・DVD等 整理作業、弁護団へ送付
5月17日	居住陳述書作成
5月19日	第9次横田基地公害訴訟原告団総会(メッセージ送付)
5月20日	弁護団会議
5月24日	米艦載機の着陸訓練通告(南関東防衛局)
5月25日	県央共闘会議 総会参加

第25回口頭弁論

日 時：7月8日(月) 11時開廷
集 合：原告団は午前10時までに
横浜スタジアム前に
お集まり下さい

注：参加される原告の方は
7月2日(火)までに
各支部長・または事務局へ
お申し込み下さい

